

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月26日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動項」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 受託検査料及び受託エックス線撮影料 健康保険法の規定による算定方法により算定した額（以下「医科点数表により算定した額」という。）に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。） ただし、エックス線撮影に利用したフィルムは、<u>別表6(4)に掲げる額とする。</u></p> <p>5～30 （略）</p> <p>31 付添ベッド貸付料 （略）</p> <p>32～34 （略）</p> <p>35 検査料 <u>1件につき、3,070円に病院における検査委託金額（容器代等含む）に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。）</u> <u>ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。</u></p>	<p>(料金)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 受託検査料及び受託エックス線撮影料 健康保険法の規定による算定方法により算定した額（以下「医科点数表により算定した額」という。）に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。） ただし、エックス線撮影に利用したフィルムは、<u>病院における購入価格に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）とする。</u></p> <p>5～30 （略）</p> <p>31 付添ベッド貸付料 （略）</p> <p>32～34 （略）</p> <p>35 <u>HLA</u>検査料</p> <p>(1) <u>献腎（死体腎）移植を希望する患者が、（社）日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うため、同ネットワークの指定施設（HLA検査施設）の認定を受けた病院において実施する場合</u> <u>1件につき 11,000円</u></p> <p>(2) <u>その他の場合（次に掲げる検査に限る。）</u>  <u>ア HLA-A, B（血清対応型タイピング）</u>  <u>イ HLA-DR（血清対応型タイピング）</u>  <u>ウ HLA-A（DNAタイピング）</u>  <u>エ HLA-B（DNAタイピング）</u>  <u>オ HLA-C（DNAタイピング）</u></p>

<p>36～39 (略)</p> <p>40 (略)</p> <p>41 (略)</p>	<p>カ <u>HLA-DPBI (DNA タイピング)</u></p> <p>キ <u>HLA-DRBI (DNA タイピング)</u></p> <p>ク <u>HLA-DQA1 (DNA タイピング)</u></p> <p>ケ <u>HLA-DQB1 (DNA タイピング)</u></p> <p><u>1件につき 病院における検査委託金額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</u></p> <p>36～39 (略)</p> <p>40 <u>HBV分子系統解析検査料</u> <u>1件につき 330円に、病院における検査委託金額に1.1を乗じて得た額を加えた額 (10円未満は四捨五入する。)</u></p> <p>41 <u>HBVサブジェノタイプ判定検査料</u> <u>1件につき 330円に、病院における検査委託金額に1.1を乗じて得た額を加えた額 (10円未満は四捨五入する。)</u></p> <p>42 <u>ペプシノゲン検査</u> <u>1件につき 2,350円に、病院における検査委託金額に1.1を乗じて得た額を加えた額 (10円未満は四捨五入する。)</u></p> <p>43 <u>オンコタイプDX検査</u> <u>1件につき 9,460円に、病院における検査委託金額に1.1を乗じて得た額を加えた額 (10円未満は四捨五入する。)</u></p> <p>44 <u>遺伝子検査</u> (1) <u>検査料 (次に掲げる場合に限る。)</u> ア <u>HBOC スクリーニング</u> イ <u>BRCA MLPA</u> ウ <u>クイック HBOC</u> エ <u>HBOC シングルサイト</u> オ <u>追加 HBOC スクリーニング</u> カ <u>MMR スクリーニング</u> キ <u>追加 MMR スクリーニング</u> ク <u>MMR シングルサイト</u> <u>1件につき 病院における検査委託金額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</u> (2) <u>カウンセリング料</u> <u>1回につき</u> <u>11,000円</u></p> <p>45 (略)</p> <p>46 (略)</p>
--	--

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和3年12月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金について

は、なお従前の例による。